

第2回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和2年7月29日(水)午後3時16分より

於：島原市有明総合文化会館 2階多目的ホール1

1. 開会日時 令和2年7月29日(水) 15時16分
2. 閉会時間 令和2年7月29日(水) 15時42分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 18名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後3時16分開始

それでは、只今より、第2回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、
・番
・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、
・番
・・・委員、
・番
・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおり、1件1筆1,097平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、1件3筆2,507平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ1番に記載のとおりで、

田 3筆2,507平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,396平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で40年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻・イチゴ・レタス・スイートコーンを作付し、通作距離は自宅から車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ2番に記載のとおりで、

田 1筆 401平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、27,969平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕運機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で26年の農作業歴があります。

ニッコウヒバ・花柴を作付しており、通作距離は自宅から車で8分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ3番に記載のとおりで、

畑 7筆6、288平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、11,613.78平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、兼業農家で15年の農作業歴があります。

妻と父母の4人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、里芋・長ネギ・大根を作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、申請地 1, 347.24平方メートルに牛舎2棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地及び第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設への転用であることから、農地法第4条第6項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．．委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は．．．の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は申請人の宅地、西側は申請人の牛舎となっております。

盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水はこのくずで処理することとなっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

なお、県知事に進達するにあたり、会長において長崎県農業会議あてに諮問書を送付し、その意見を踏まえた農業委員会の意見書を付しますので、ご了承をお願いいたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

申請人は、議案集 3 ページ 2 番に記載のとおりで、申請地 809 平方メートルを農業用倉庫兼加工作業場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっており、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への変更が行われており、農地法第 4 条第 6 項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は原野、東側及び南側は農地、西側は水路となっております。

造成し、擁壁を設け、雨水は水路へ、汚水は浄化槽と汲み取りで処理することとなっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 2 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 2 号議案の 2 番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地 1, 396平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したい。との申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は水路、東側は宅地、南側は宅地、西側は水路を挟んで農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ2番に記載のとおりで、申請地708平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は宅地、西側は宅地となっております。

造成し、擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、

・番 …… 委員、・番 …… 委員、・番 …… 委員の退場を求めます。

(委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 12件 16筆 22,047.00 m²

耕作権の再設定 16件 36筆 36,095.15 m²

合 計 28件 52筆 58,142.15 m² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集10ページに記載のとおりで、1件 2筆 2,019 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・番 …… 委員、・番 …… 委員、・番 …… 委員の入場を求めます。

(委員 入場)

議長

第4号議案は承認することに決定いたしましたので、報告します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の11ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、

6筆7、259平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、4名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

以上で、第2回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第2回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後3時42分